



平成27年4月号 (第227号)



愛知県環境部の新年度の主要事業 P.2~8
平成27年度の主要事業をご紹介します。



他にも 環境情報が満載 P.9~12



流域モニタリング一斉調査の参加者を募集します



「あいち環境塾」の塾生を募集します
(森岡副知事から塾生へのあいさつの様子)



県が新たに追加した指定希少野生
動植物種 (キンセイラン)



県が新たに追加した指定希少野生
動植物種 (エンシュウツリフネ)



エコアクションを
はじめよう！つづけよう！つなげよう！

<http://aichi-eco.com>



環境部の重点施策と予算

平成27年度は、「あいちエコアクションの推進」、「インタープリター世界大会（仮称）の開催」、「地球温暖化対策の推進」、「三河湾の環境再生」、「あいち生物多様性戦略2020の推進」の5つの重点施策を中心に「環境首都あいち」の実現に向け、様々な取組の積極的な展開を図ります。

○ あいちエコアクションの推進 14,019 千円

県民の皆さんの省エネ・省資源などの環境負荷を減らすエコアクション（環境配慮行動）を促進するため、県民参加型のイベントを開催するとともに、環境学習施設などのネットワーク（AELネット）を活用した環境学習スタンプラリーを実施します。

また、大学生を対象に「環境首都あいち」を担うリーダーとなる人材の育成講座も実施します。

○ インタープリター世界大会（仮称）の開催

40,298 千円

県の環境に関する取組を発信するため、愛知万博10周年記念として、インタープリター（森の案内人）を世界各地及び県内外から招き、活動の紹介などを行う世界大会や、愛知万博を彷彿させる自然体感プログラムを実施します。

○ 地球温暖化対策の推進 957,930 千円

「あいち地球温暖化防止戦略2020」に基づき、全国一の設置基数である住宅用太陽光発電施設に対する補助に加え、新たにHEMS（家庭用エネルギー管理システム）、燃料電池、蓄電池及び電気自動車等充給電設備を補助対象とし、その普及を促進します。

中小企業の温暖化対策を支援するため、相談窓口等において、引き続き個別事案に応じた省エネ課題にアドバイス等を行います。

また、EV・PHV・FCVを始めとする次世代自動車の普及に向けて、公用車への率先導入や自動車税の課税免除、低公害車を導入する旅客・貨物運送事業者や中小企業等の事業者に対する補助などを行います。

EV・PHVについては、「愛知県次世代自動車充電インフラ整備・配置計画」に基づき、充電インフラの整備を促進します。

○ 三河湾の環境再生 10,481 千円

「三河湾環境再生プロジェクト」として多様な主体が一体となって、三河湾の環境再生に向けた取組を進めます。

新たに三河湾環境再生パートナーシップ・クラブを設置するとともに、三河湾環境学習会を開催します。

また、引き続き、三河湾の魅力や環境を広く県民の皆さんに知ってもらうため、三河湾大感謝祭、干潟観察会の開催、集客施設等によるPRの実施及び市町村・NPO等が行う三河湾浄化などの環境活動への支援を行います。

○ あいち生物多様性戦略2020の推進

100,979 千円

「愛知目標」の達成に向けた行動計画である「あいち生物多様性戦略2020」に基づき、多様な主体が協働しながら生態系ネットワーク形成に取り組む「あいち方式」の県内展開を着実に進めます。

また、豊かな自然環境を有する東三河地域において、引き続き伊良湖休暇村公園の施設整備を進めるとともに、自然環境保全の指導者を養成する講座を開設し、生物多様性の講義や、フィールドワーク、エコツアー、成果・提案発表会などを通して、地域の自然を保全する活動を活発化させます。

環境政策課 予算・経理グループ
電話 052-954-6239（ダイヤルイン）

環境政策課の主要事業

1 第4次環境基本計画の推進

愛知県では、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しており、平成26年5月に「第4次愛知県環境基本計画」を策定しました。

この計画の目標である「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現に向け、「安全・安心の確保」「社会の低炭素化」「自然との共生」「資源循環」の4つの分野ごとに具体的な取組を進めるとともに、特に総合的な施策推進として、「あいちエコアクション推進事業」をはじめとした各種事業により、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を推進します。

2 あいちの環境づくり担い手育成事業

環境問題や環境活動に関心の高い大学生を対象に、地域の中で環境活動の輪を広げていくことのできるリーダーとなる人材の育成講座を実施します。

3 環境白書の作成

愛知県環境基本条例第7条に基づき、県の環境の状況及び環境の保全の施策について、県民に広く周知するとともに県議会に報告することを目的として環境白書を作成します。

4 環境審議会

学識者などの委員等で構成する愛知県環境審議会を設置し、環境の保全に関する基本的事項等を調査審議します。

5 公害審査会

公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場であつせん、調停等を行うため、弁護士、学識者で構成する愛知県公害審査会を設置し、公害紛争の迅速かつ適正な処理にあたります。

6 公害健康被害者の救済

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定されている公害健康被害者に対して、療養の給付及び療養費、障害補償費等の6種類の補償給付を行うとともに、転地療養などの公害保健福祉事業を実施します。

7 公害防除施設の整備等に係る融資制度

中小企業者の公害防除対策を促進するため、産業労働部が所管する「経済環境適応資金（パワーアップ資金）」のメニューの一つである公害防除施設等の整備資金の融資に対し、計画の認定及び利子補給を行います。

〈融資限度額、利子補給率等〉

区分	公害防除施設	工場移転
融資限度額	1億5,000万円	
融資期間・利率	5年 年1.6%	
	7年 年1.7%	
	10年 年1.8%	
利子補給率	支払利子額の60% (ただし融資額5,000万円を上限として利子補給を行う。)	支払利子額の60% (ただし融資額7,000万円を上限として利子補給を行う。)

8 環境調査センターの建替え

『環境首都あいち』にふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ施設」とすることを目指している環境調査センターの建替えについて、PFI手法を用いた民間事業者募集の手続を進めます。

【エコリンクあいちだより】

エコリンクあいち

検索

みんなでクリック!



【URL】 <http://aichi-eco.com>

愛知県では、県民の皆さんに、日常生活の中で地球にやさしい身近な環境配慮行動「エコアクション」に取り組んでいただく運動を推進しています。

「エコリンクあいち」は、皆さんがエコアクションに楽しく取り組み、その活動を広げることができるサイトで、エコアクションに関する日記、イベント情報を投稿できます。ぜひ、ご投稿ください。

次号から、ご投稿いただいた日記、イベント情報等を本紙で紹介します。

環境政策課 総務・人事グループ
電話 052-954-6207 (ダイヤルイン)

環境活動推進課の主要事業

1 環境配慮行動の推進

愛知県は、自らの事務事業における環境負荷の低減を進めるため、本県独自の環境マネジメントシステムを適切に運用し、「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）（平成22年12月改定）」に基づく省エネ・省資源の取組や、環境に配慮した物品・サービスの購入（グリーン購入）などを推進します。

また、グリーン購入の普及を図るため、行政と事業者が協働して消費者に対するキャンペーンを実施します。

2 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業

「あいち森と緑づくり税」を活用して、市町村やNPO等が自発的に行う森や緑の保全活動や環境学習の実施に必要な経費を支援します。

また、環境活動の実施に必要な安全対策等の知識やノウハウを身に付けるための講習会を実施します。

3 環境学習の推進

「愛知県環境学習等行動計画」（平成25年2月策定）に基づき、「あいち環境学習プラザ」（東大手庁舎）や「もりの^{まなびや}学舎」（愛・地球博記念公園内）を拠点として環境学習を実施します。

具体的には、体験型の環境学習講座、一年を通じて自然や環境の大切さを学ぶ「もりの学舎キッズクラブ」、小学校高学年を対象とした環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成・配布、環境学習に関する相談を受けて講師の紹介や学習内容の調整等を行う環境学習コーディネート事業等を実施します。

4 あいちエコアクションの推進

県民の皆さんに、省エネ・省資源などの環境負荷を減らすエコアクションを促進するため、6月中旬から2月下旬にかけて、愛知県環境学習施設等連絡協議会（AEL ネット）による環境学習スタンプラリーを実施するとともに、11月に県民参加型のイベントを開催します。

5 インタープリター世界大会（仮称）の開催

県の環境に関する取組を発信するため、愛知万博10周年記念として、10月に愛知県立大学等でインタ

ープリター（森の案内人）を世界各地及び県内外から招いて、インタープリターの活動紹介等を行う世界大会を開催します。

また、9月から11月にかけて、愛・地球博記念公園で、愛知万博を彷彿させる自然体感プログラムを実施します。

6 環境影響評価制度の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模事業については、環境影響評価制度により、事業者に対し事前の環境配慮を求めています。

引き続き環境影響評価制度の適切な運用に努めます。

7 化学物質に係る環境リスク対策の推進

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、化学物質の排出量、移動量及び取扱量を集計し、その結果を公表します。

また、県民の化学物質への理解を深め、事業者の取組の促進を図るため、化学物質に関するセミナーの開催やWebページでの情報発信等様々な普及啓発を行います。

8 ダイオキシン類対策の実施

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、規制対象事業場に対する立入検査を行い、排出基準の遵守等の指導を行うとともに、大気、公共用水域（河川・海域等）、地下水及び土壌の環境調査を行い、その結果を公表します。

9 環境放射能測定の実施

大気環境中の放射線量の測定を県環境調査センターを始め県内5か所に設置したモニタリングポストで行います。また、雨や粒子等の降下物などに含まれる放射能濃度を県環境調査センターに設置したゲルマニウム半導体検出器を用いて測定を行います。

これらの測定結果は、Webページ等で速やかに公表します。

（環境活動推進課 調整・環境配慮行動グループ）
電話 052-954-6241（ダイヤルイン）

大気環境課の主要事業

地球温暖化対策室を含む

1 大気汚染物質対策

大気汚染防止法や県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づき、大気汚染の原因となっている工場・事業場からのばい煙や粉じんの排出抑制、揮発性有機化合物（VOC）の排出規制、有害大気汚染物質の対策等を行います。

また、規制対象となるアスベスト使用建築物の解体等作業場の立入検査を行い、作業基準の遵守状況を確認するなど、アスベスト粉じんの飛散防止の徹底を図ります。

2 大気汚染の常時監視

大気汚染防止法に基づき、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどの大気汚染物質の常時監視を引き続き行います。その結果は、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の結果とともに、毎時の測定値を Web サイトで情報提供していきます。

また、大気汚染は、気象条件その他の影響で急激に悪化し、人の健康に影響が生じるおそれがあります。そのため、汚染の程度により、光化学スモッグ注意報や PM_{2.5} に係る注意喚起情報などを発令して、その状況を県民の皆さんにお知らせし、屋外での活動を控えていただくなどの対応を呼びかけます。

さらに、PM_{2.5} の成分分析や有害大気汚染物質のうち健康リスクがある程度高いと考えられるベンゼン等 21 物質のモニタリングを引き続き実施していきます。

3 騒音・振動・悪臭対策

騒音、振動及び悪臭について市町村が行う事業者への規制指導を支援していきます。

4 地球環境対策

(1) 地球温暖化対策

「あいち地球温暖化防止戦略 2020」に基づき、地球温暖化対策の取組を推進していきます。

再生可能エネルギーについては、市町村と協調して住宅用太陽光発電施設、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）、燃料電池、蓄電池及び電気自動車等

充給電設備の設置補助を行うとともに、国の補助金を受け造成した、再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、防災拠点に太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーを導入する市町村に対して補助を行います。

また、エコアクションの実践として「あいちエコチャレンジ 21」を統一標語に、小学校中学年・高学年及び一般向け「ストップ温暖化教室」や「緑のカーテンコンテスト」、「わが家の省エネ&CO₂ ダイエット作戦」等を行います。

さらに、中小企業等を対象に、「あいち省エネ相談」として相談窓口を設置し、専門家が無料で電話や訪問等により省エネ・温暖化対策のアドバイスをを行います。

(2) オゾン層保護対策

フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類を充填・回収する事業者に対し、立入検査の実施や基準の遵守等の指導をすることで、フロン類の大気中への排出抑制を図り、オゾン層保護対策や地球温暖化対策を推進していきます。

5 自動車環境対策

「あいち自動車環境戦略 2020」に基づき、総合的な自動車環境対策を推進します。

県が本年 1 月に全国の自治体で初めて公用車として導入した燃料電池自動車（FCV）については、環境学習などのイベントに活用して、普及啓発を図ります。

また、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、FCV を始めとする次世代自動車の普及に向けて、低公害車を導入する中小企業等の事業者に対する補助、公用車への率先導入を行います。

なお、県税である自動車税の課税免除も引き続き実施します。

このうち、EV・PHVについては、「あいち EV・PHV 普及ネットワーク」の参加者と連携・協働して取り組むとともに、「愛知県次世代自動車充電インフラ整備・配置計画」に基づき、充電インフラ整備を継続的に促進します。

大気環境課 調整・生活環境グループ
電話 052-954-6214（ダイヤルイン）

水地盤環境課の主要事業

1 三河湾環境再生プロジェクト

愛知県は、三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、県民の皆さん、NPO 等団体、市町村と一体となって、「三河湾環境再生プロジェクト-よみがえれ！生きものの里“三河湾”-」を引き続き推進します。具体的には、三河湾大感謝祭の開催、集客施設等での PR 活動、市町村・NPO 等が行う環境活動への支援などを継続するほか、新たに様々な主体からなる三河湾環境再生パートナーシップ・クラブの設置や海上で三河湾の水質や底質を調査する三河湾環境学習会を開催するなど、取組の充実を図ります。

2 健全な水循環再生の推進

都市化の進展や手入れの行き届かない森林の増加などにより、地盤の雨水浸透機能や地下水の涵養機能が低下するなど自然本来の水循環が変化し、河川流量の減少、水質汚濁、生物の生息空間の減少等の問題が生じています。

これらの課題の解決のため、尾張、西三河、東三河の自治体や民間団体等で構成する水循環再生地域協議会ごとに策定した「水循環再生地域行動計画」に掲げた取組を推進するとともに、県民参加による「流域モニタリング一斉調査」を全県的に行うなど、地域・流域が一体となった健全な水循環再生に向けた取組を進めます。

3 公共用水域及び地下水の常時監視の実施

水質汚濁防止法に基づき作成した水質測定計画により、公共用水域(河川・湖沼・海域)及び地下水の常時監視を引き続き実施していきます。

公共用水域では、本県、国土交通省、政令市の計 8 機関が県内 146 地点で実施します。このうち本県は河川 44 地点、湖沼 2 地点、海域 32 地点の計 78 地点で実施し、環境基準の達成状況など水質汚濁の実態を把握します。

地下水の常時監視は 8 機関が計 288 地点で実施します。このうち県は 121 地点で実施し、環境基準の達成状況等、地下水質の状況を把握します。また、汚染が判明した場合は周辺調査を実施し、汚染原因

や汚染範囲の把握に努めます。

4 水質・土壌・地下水汚染対策の実施

水質汚濁対策については、水質汚濁防止法に基づき工場・事業場に対し排出水等の規制・指導を実施します。また、土壌・地下水汚染対策については、土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法の地下水汚染未然防止規定に基づき、工場・事業場等に対し、有害物質の地下への浸透防止及び適正な土壌汚染状況調査の実施等の指導を実施します。

5 生活排水対策の推進

生活排水は、河川や海の水質汚濁の大きな原因となっていることから、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき策定した「生活排水対策に関する基本方針」により啓発を行うとともに、子どもたちを対象とした水質パトロール隊事業を実施します。

また、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵では、流入する汚濁負荷量の約 71%を生活排水が占めていることから、県と碧南市、安城市、西尾市、高浜市の周辺 4 市で組織する「油ヶ淵水質浄化促進協議会」で総合調整を図りながら水環境改善事業を推進するとともに、市民団体等と協働して油ヶ淵や流域河川等の水環境モニタリングを行い、調査結果を Web サイト「油ヶ淵電子図書館」で発信します。

浄化槽については、浄化槽管理者等に対し、法定検査の受検など適正な維持管理の指導・啓発を行います。このほか、し尿を含む生活排水を処理する合併処理浄化槽の設置促進のための補助事業を実施します。

6 地盤沈下対策の推進

地盤沈下は地下水の過剰な揚水によって発生し、一旦発生するとほとんど元に戻らない不可逆的な現象です。地盤沈下の進行は、高潮・洪水などの自然災害の危険性を高めます。このため、地下水揚水規制や地下水利用者への節水などの働きかけ等の防止対策を実施するとともに、水準測量による地盤沈下の調査や県内 31 か所の地盤沈下観測所における地下水位常時観測等の監視を実施し、公表します。

水地盤環境課 調整・生活排水グループ
電話 052-954-6219 (ダイヤルイン)

自然環境課の主要事業

1 あいち生物多様性戦略 2020 の推進

「人と自然が共生するあいち」の実現を目指し、県民、企業、大学、NPO、市町村等の多様な主体のコラボレーション(協働)による里山整備やビオトープの創出など、自然環境の保全・再生の取組の県内展開を図ります。

2 生態系ネットワークの形成

開発等によって分断された自然を緑地や水辺でつなぎ、地域本来の生態系を保全・再生する「生態系ネットワークの形成」を推進します。

このため、県内9地域で多様な主体の参加による生態系ネットワーク協議会を設立し、生態系ネットワーク形成の取組を県全域に展開します。また、新たに尾張南部地域において生態系調査を実施します。さらに「あいち森と緑づくり税」を活用した交付金事業により、取組を推進します。

生態系ネットワーク形成を進めるため、開発等により失われる自然環境を開発区域内外で代償する「あいちミティゲーション」を組み合わせた本県独自の取組である「あいち方式」を推進します。

3 国連生物多様性の10年関連事業の実施

本年は「国連生物多様性の10年」の中間年にあたり、生物多様性自治体ネットワークの代表として、全国の自治体の優良な取組事例等を紹介するフォーラムを開催します。

4 伊良湖休暇村公園施設整備事業の実施

三河湾国定公園内の伊良湖休暇村公園において、全国初となる砂丘とオアシスの再生を引き続き行い、観光エリア、希少種エリアの整備を進めます。

5 東三河地域における自然再生の推進

豊かな自然環境を有する東三河地域において、自然環境の保全・再生の取組を一層推進するため、大学などと協働し、自然環境保全指導者養成講座を開設し、地域活動の中心となる人材を育成します。

6 希少野生動植物の保護

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定した希少野生動植物種及びその生息地等保護区の規制・監視やその他の絶滅危惧種の生息生育

地の保全等を進めるとともに、県民への普及啓発を行います。

7 外来種(移入種)対策

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、本県の生態系に支障を及ぼすおそれがある外来種(移入種、人為的に移入された動植物種)について、普及啓発を行い、地域の駆除活動を促します。

また、豊橋市の沿岸部に生育する外来植物ヒガタアシは、特に地域の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれがあるため、駆除方法を検討し、市や防除活動団体等と協力して駆除を実施します。

8 自然公園の保護と利用

自然公園法及び愛知県立自然公園条例に基づき、県内の自然公園の保護を図るため、工作物の設置等の各種行為を適切に規制するとともに、自然公園の適正な利用増進に努めます。また、社会情勢等の変化に応じて、順次、自然公園の区域等の見直しを行います。さらに、東海自然歩道や県営の自然公園施設について、手軽に自然を楽しめる場として、県民の皆さんが安全で快適に利用できるよう管理運営を行います。

9 自然環境保全地域の保全

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、自然公園区域外に残されているすぐれた天然林、動植物の自生地等の貴重な自然環境を有する地域を自然環境保全地域として指定し、その環境を把握し、保全を図ります。

10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化

鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定、野生鳥獣の保護に関する普及啓発事業などを実施するとともに、狩猟の適正化を図るため、狩猟免許、狩猟等に関する指導・取締りなど、狩猟行政に係る事務を行います。

11 弥富野鳥園の運営

野鳥が飛来する池や樹林地、野鳥観察施設などを備えており、県民の皆さんを対象とした野鳥観察会等を開催するなど、鳥獣保護の普及啓発を行うとともに、野鳥の調査の実施やケガをした野鳥の保護及び野生復帰に取り組んでいます。

〔自然環境課 調整・施設・自然公園グループ〕
電話 052-954-6227 (ダイヤルイン)〕

資源循環推進課の主要事業

廃棄物監視指導室を含む

1 廃棄物処理計画の推進

環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、平成24年3月に策定した廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）で掲げた廃棄物の減量化及び再資源化の目標の達成に向け、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進を始めとする各種事業を推進します。

2 3Rの推進

(1) 「新・あいちエコタウンプラン」の推進

産学行政の連携拠点として設置している「あいち資源循環推進センター」を核として、民間から派遣された「循環ビジネス創出コーディネーター」とともに、循環ビジネスの創出・発掘・事業化等への支援を行います。具体的には、ビジネス発表・ビジネスマッチングの場を提供する「循環ビジネス創出会議の開催」、先導的・効果的なりサイクル事業を行うための「施設整備等に対する補助」、企業・団体等の資源循環や環境負荷低減に関する優れた事業や活動を表彰する「愛知環境賞」、中小企業の3R製品・省エネ技術の宣伝普及に資する「大型展示会への出展支援」などを行います。

(2) あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の推進

県内各地域の未利用資源をエネルギー利用技術やリサイクル技術を活用し、新たな資源、エネルギーとして地域内で循環利用することにより、持続可能な地域づくりを目指す「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の具体化を推進します。

本年度は、構想に掲げる各事業モデルの実施状況の現状調査を行うとともに、事例集としてとりまとめ、今後の事業展開に向けたツールとして活用します。

(3) 一般廃棄物の減量化・再資源化の推進

消費者団体、事業者団体、市町村等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」において、連携協力して3Rの普及・啓発を行います。

(4) 各種リサイクル法等の推進

小型家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法等に基づく取組を促進するため、普及・啓発や、指導・監視等を行います。

3 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物

ア 一般廃棄物処理施設の指導

市町村の一般廃棄物処理施設の適正かつ効率的な整備及び維持管理のための技術的助言等を行います。

イ 災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害後の早期復旧、復興に寄与するため、災害廃棄物の広域的な処理体制を盛り込んだ「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定します。

(2) 産業廃棄物

ア 規制指導

産業廃棄物処理業及び処理施設の許可にあたり厳正な審査を行うとともに、産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例等に基づき、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施し、指導・監視を行います。

イ 不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理を防止するため、法令による立入検査や民間業者によるパトロールに加え、防災ヘリコプターによるパトロールを実施し、不法投棄等が懸念される山間部等の監視を強化します。

ウ 事業者指導

産業廃棄物管理票（マニフェスト）による廃棄物の移動管理の透明性の向上を目的とした、電子マニフェストの普及を促進します。

また、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づき、産業廃棄物や副産物を原材料として製造された再生品等の環境安全性を確認します。

エ 産業廃棄物処理業者の優良化推進

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択できるよう講習会等により優良業者の育成を推進します。

(3) PCB廃棄物

「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成27年度変更予定）に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進します。

資源循環推進課 調整・広域処分グループ
電話 052-954-6231（ダイヤルイン）

平成25年度一般廃棄物処理事業実態調査結果について

愛知県が実施した、平成25年度における市町村及び一部事務組合による一般廃棄物（以下、「ごみ」という。）処理事業実態調査の結果は以下のとおりです。

1 ごみ処理経費

県内のごみ処理に要した経費の総額（処理・維持管理費及び建設改良費等の合計）は図1のとおり、約1,048億円であり、県民一人当たりには換算すると年間13,979円となります（全国平均は14,400円）。

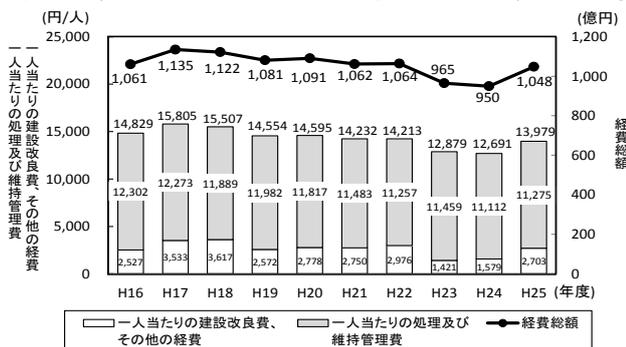


図1 ごみ処理経費の推移

2 ごみの減量化等が進んでいる市町村

県内の市町村の中で一人一日当たりのごみ排出量が最も少ない市町村は、人口10万人以上の市町では江南市で777g/人・日、人口10万人未満の市町村では幸田町で703g/人・日となっています（県内平均は940g/人・日、全国平均は958g/人・日）。

なお、県内の市町村の中でごみの減量化等が進んでいる上位5市町村は表1-1及び1-2のとおりです。

表1-1 人口10万人以上の市町

順位	一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)		処理しなければならないごみの一人一日当たりの量 (g/人・日)		リサイクル率 (%)	一人当たりの最終処分量 (kg/人・年)		
	市町村	値	市町村	値		市町村	値	
1	江南市	777	江南市	570	江南市	28.6	東海市	12.4
2	稲沢市	829	稲沢市	647	東海市		春日井市	19.3
3	瀬戸市	849	小牧市	661	豊川市	26.8	名古屋市	21.6
4	小牧市	852	春日井市	710	小牧市	26.4	江南市	21.9
5	春日井市	882	瀬戸市	712	名古屋市	25.8	豊川市	23.1
県平均	-	940	-	762	-	22.7	-	28.7

表1-2 人口10万人未満の市町村

順位	一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)		処理しなければならないごみの一人一日当たりの量 (g/人・日)		リサイクル率 (%)	一人当たりの最終処分量 (kg/人・年)		
	市町村	値	市町村	値		市町村	値	
1	幸田町	703	幸田町	506	大口町	38.7	幸田町	10.6
2	あま市	705	岩倉市	568	幸田町	36.9	扶桑町	22.2
3	大治町	730	扶桑町	612	田原市	29.7	愛西市	22.8
4	岩倉市	735	豊明市	616	日進市	27.5	大治町	23.0
5	愛西市	739	大治町	619	豊明市	25.7	田原市	24.4
県平均	-	940	-	762	-	22.7	-	28.7

3 ごみの排出状況（平成24年度実績値との比較）

ごみの総排出量等の平成24年度実績値との比較は表2のとおりです。

表2 ごみの排出・資源化状況

	平成25年度 実績値	平成24年度 実績値	前年度比
ごみの総排出量(千t)	2,572	2,581	0.4%減
一人一日当たりのごみ排出量(g/人・日)	940	945	0.5%減
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量 (g/人・年)	762	767	0.7%減
リサイクル率(%)	22.7	22.8	0.1ポイント減
最終処分量(千t)	215	222	3.4%減

4 県におけるごみ減量化の取組

県では、廃棄物の排出抑制などを促進し、循環型社会を実現するため「愛知県廃棄物処理計画（平成24～28年度）」を策定し、ごみの総排出量等の目標を定め（表3）、取組を進めています。

表3 愛知県廃棄物処理計画の進捗状況

項目	平成25年度 実績値	平成28年度 目標値
ごみの総排出量(千t)	2,572	2,541
処理しなければならないごみの一人一日当たり量(g/人・日)	762	720
リサイクル率(%)	22.7	25.9
最終処分量(千t)	215	230

マイバッグを利用する、生ごみを捨てる時は水分をしっかりと切る等、身の回りのできる簡単な行動がごみの減量につながります。こうした皆さんのご協力でごみの減量は着実に進んでいきますので、引き続きご協力をお願いします。

本調査の詳細はWebページをご覧ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000081093.html>)

※「処理しなければならないごみの量」とは、「ごみの総排出量」から再資源化を目的に回収された古紙や空き缶などの量を除いた量をいう。

資源循環推進課 一般廃棄物グループ
電話 052-954-6234 (ダイヤルイン)

流域モニタリング一斉調査の参加者を募集します

流域モニタリング一斉調査は、県民の皆さんに、河川やため池など、身近な自然とふれあいながら水環境の現状を知っていただくことを目的に実施しています。

調査のやり方などについては、「水の調査の進め方 水循環再生指標調査マニュアル」で写真やイラストを使って分かりやすく解説しており、どなたでも簡単に調査することができます。

このたび、平成27年度の参加者を募集します。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

1 調査の概要

皆さんの五感により、身近な水辺を「水のきれいさ」、「水の量」、「生態系」、「水辺のようす」の4つの視点で評価するとともに、見つけた生き物の種類と数で水のきれいさを判定します。

2 調査期間

6月5日（環境の日）から9月下旬まで

3 調査場所

県内の身近な水辺（川やため池、湖、海など）

4 対象者

どなたでも参加できますが、小学生以下の方は保護者の方と一緒に参加してください。

5 申込み方法

参加申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市町村の環境保全担当課まで提出してください。

※調査マニュアル及び参加申込書は次のWebサイトよりダウンロードしてください。

(http://www.pref.aichi.jp/kankyo/mizu-ka/jyunkan/04monitoring/1_chousa_houhou.html)

（水地盤環境課 調査・計画グループ
電話 052-954-6220（ダイヤルイン））

平成27年度「あいち環境塾」の塾生を募集します

愛知県は、本年度も（公財）名古屋産業科学研究所と共同で、持続可能な社会づくりに向けた人材育成塾「あいち環境塾」を開講します。

講師には、エネルギー問題、資源循環、生物多様性など環境に関連する各分野に造詣が深い方々をお迎えします。

定員は20名です。意欲ある皆様のご応募をお待ちしています。

1 内容

講義、講師との意見交換、政策提言に向けたチームディスカッション等

2 開催日

6月6日（土）～11月28日（土）の内14日間

※詳細は6に記載のWebサイトをご覧ください。

3 対象者

県内の企業、団体、大学、行政機関等の方など

4 参加費

7万2千円

5 申込み方法

4月30日（木）までに、Webサイトの入力フォームへ直接入力するか、Webサイトからダウンロードした申込書を郵送、FAX又はEメールで、下記申込先へご送付ください。

※詳細は下記のWebサイトをご覧ください。

6 申込先

（公財）名古屋産業科学研究所

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10-19

名古屋商工会議所ビル8階

Webサイト：<http://www.nisri.jp/>

電話：052-223-6639 FAX:052-211-6224

Eメール：chc@nisri.jp

（資源循環推進課 循環グループ
電話 052-954-6233（ダイヤルイン））

PM2.5 注意喚起情報メール配信サービスを開始しました

PM2.5 は、大気中に浮遊している 2.5 μ m (1 μ m は 1mm の千分の 1) 以下の非常に小さな粒子で、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

愛知県では、PM2.5 が高濃度になり注意喚起情報を発令した際に、事前に登録していただいた県民の皆さんにメール配信するサービスを 3 月 17 日(火) から開始しました。

是非ご活用いただき、注意喚起情報が発令されたときには、不要不急の外出を控えるなどの対応をお願いします。

メール配信サービスの登録方法

①配信を希望する区域のメールアドレス宛に「空メール」を送信してください。

②しばらくすると、登録完了のメールが届きます。以上で登録完了です。

* 複数区域を登録する場合は区域毎に本手順を繰り返してください。

【区域別メール配信アドレス】

尾張区域
名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
owari_pm25@taiki-kankyo-aichi.jp
西三河区域
岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
nishimikawa_pm25@taiki-kankyo-aichi.jp
東三河区域
豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
higashimikawa_pm25@taiki-kankyo-aichi.jp

詳細は Web ページをご覧ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000081372.html>)

大気環境課 調査・監視グループ
電話 052-954-6216 (ダイヤルイン)

指定希少野生動植物種を 2 種追加しました

愛知県では、希少な野生動植物種のうち特に保護を図る必要があるものについては、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく「指定希少野生動植物」に指定し、生きている個体の捕獲や採取などを禁止し、その保護を図っています。

これまでにコノハズクを始め動物 7 種、植物 4 種の 11 種を指定していましたが、調査等を進めた結果、2 月 20 日に新たに植物 2 種を追加しました。

○ 新たに追加した植物 2 種

- ・キンセイラン (絶滅危惧 I A 類)

生育地：北設楽郡設楽町内の山地森林

選定理由：人為的な採取が懸念される 等

- ・エンシュウツリフネ (絶滅危惧 I A 類)

生育地：北設楽郡豊根村内の山地森林

選定理由：生育環境が著しく悪化している 等

※ 2 種の写真については、表紙をご参照ください。

○ 指定希少野生動植物種 13 種

鳥類	コノハズク
爬虫類	アカウミガメ
両生類	ナガレタゴガエル
淡水魚類	ウシモツゴ
昆虫類	ヒメヒカゲ
クモ類	ミカワホラヒメグモ
貝類	オモイガケナマイマイ
維管束植物 (6 種)	キンセイラン、ハギクソウ、 ナガバノイシモチソウ、 シロバナナガバノイシモチソウ、 エンシュウツリフネ、ナガボナツハゼ

指定希少野生動植物に指定されると以下の行為が、原則、禁止となりますのでご注意ください。

- ・生きている個体の捕獲、殺傷、採取、損傷
 - ・違法に捕獲等された個体、その器官の譲渡し等
- 詳細は Web ページをご覧ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/yasei/kisho/index.html>)

自然環境課 野生生物・鳥獣グループ
電話 052-954-6230 (ダイヤルイン)



連載

「浄化槽、ちゃんと動いていますか？」(1)

～ 浄化槽ってどんなもの？ ～

皆さんは、家庭で使った後の水（生活排水）がどのように処理されているか、ご存知でしょうか。

生活排水を処理する施設は下水道、浄化槽、集落排水処理施設などがあり、地域の特性にあわせて整備されています。

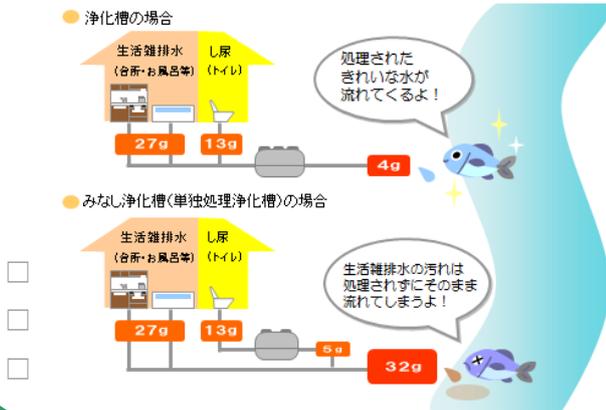
このうち浄化槽は、主に個々の住宅等に設置して汚水を処理する施設です。愛知県内には、約19万基の浄化槽と約39万基のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）が設置され、合わせて約78万人分の生活排水を処理しています。

この浄化槽について3回に分けて紹介します。

1 「浄化槽」と「みなし浄化槽」の機能

「浄化槽」は合併処理浄化槽を意味し、家庭から出る水の汚れの約90%を除去することができます。一方、し尿（トイレの排水）のみを処理するものは「みなし浄化槽」と呼ばれ、生活雑排水（台所などの排水）は処理しないので、約20%の汚れしか取り除けません。

川や海へ流れ出る汚れの量（1人1日あたりの量・BOD）

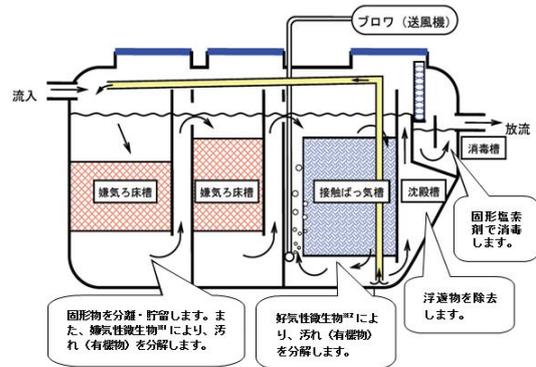


みなし浄化槽を使用している方は、身近な環境を守るため浄化槽へ転換するように努めましょう。

2 浄化槽のしくみ

浄化槽は微生物の働きにより、汚水を浄化しています。下の図は、これまでに一般家庭で最も多く設置されている嫌気ろ床接触ばっ気方式の浄化槽です。他にも、様々な処理方式の浄化槽が開発され、赤潮などの原因となる窒素やリンをより効果的に除去する浄化槽もあります。

嫌気ろ床接触ばっ気方式の構造



注) ※1 嫌気性微生物：水中に酸素が溶け込んでいない状態で生育する微生物
※2 好気性微生物：水中に溶存酸素が存在する状態で生育する微生物

環境省「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」より

3 浄化槽は生きている！

浄化槽の中では色々な微生物が水をきれいにするために働いています。微生物が働きやすい環境を保つためには、きちんと維持管理する必要があります。今回は浄化槽の維持管理について紹介します。

〔 水地盤境課 調整・生活排水グループ
電話 052-954-6218 (ダイヤルイン) 〕

愛知県環境情報紙「環境かわら版」
平成27年4月1日発行(第227号)
編集・発行 愛知県環境調査センター
企画情報部
〒462-0032 名古屋市北区辻町字流7-6
電話 052-910-5489(ダイヤルイン)

編集後記

桜の咲く季節となりました。4月は新しいことに取り組む機会が多いときでもあります。環境かわら版の編集スタッフも、メンバー入替えがありました。新しい気持ちで、愛知の環境をより良くするための取組や、最新の環境情報、イベント等を皆様にお届けできるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

(企画・編集チーム)

※ この環境かわら版は、環境部 Web ページ「あいちの環境」<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>でも発信しており、写真等をカラーでご覧いただけます。この記事は広報紙等へ再掲していただきますようお願いいたします。